民主安城
日曜版
№1661
2018.6.17
〔発行〕
日本共産党
安城市委員会
TEL・FAX
75－2903

# 安城市も認知症高齢者等に対する支援を！

国の責任で安心できる保育・学童保育を
日本共産党

## ふかや恵子議員が一般質問

6月4日の安城市議会一般質問で、日本共産党のふかや恵子議員は認知症高齢者等に対する支援や高齢者の健康づくり、雨水対策について質問しました。

## 認知症の義父、外出から帰宅するまで心配！

２００７年12月に大府市に住んでいた認知症の高齢者が共和駅構内で列車にひかれ亡くなりました。事故から半年後、遺族のもとにＪＲ東海から７２０万円の請求書が送られてきました。

亡くなられた方の息子さんはこれを疑問に思い、ＪＲ東海を相手に個人で裁判を闘い２０１６年に最高裁で逆転勝訴判決を得られました。

４月21日付中日新聞は、息子さんが出版された本を「介護裁判の苦悩をつづる」との見出しで紹介しました。

この記事を読まれた方から、次のような声がふかや議員に寄せられました。

「同居している義父は要介護『１』で、パーキンソン病があり難病手帳をもっている。車の免許証は返納し、その後に電動カートを購入。パーキンソン病で転びやすい義父にとって電動カートは大切な移動手段で、大好きな買い物にも電動カートを使用。しかし、今年になって認知症を発症し、電動カートの前の部分にひびが入っていたり、お店の駐車場の車止めにぶつけて買い物をした荷物を散乱させたり、車道を蛇行運転したりという事が続いている。（中略）行く先も言わずに出かけて食事時になっても帰らないので、家族で手分けして探し回ったことも何回もある。人にけがをさせたり、人様の物を壊したりする前に義父から電動カートを取り上げてしまえばいいのかもしれない。しかし、それは義父の生きがいを取り上げるのと同じなので、できればその様なことはしたくない。せめて、他市で始まっている認知症のひとが起こした事故に対する賠償保険が安城にあったらなあと願っている」というものです。

## 大府市でも個人賠償責任保険事業が始まる！

相談者の言われた賠償保険を日本で最初に始めたのは神奈川県大和市で、「ＳＯＳネットワーク」に登録する50代～90代を対象に、２０１７年11月から市が保険料を全額負担し、個人賠償責任保険と傷害保険に加入するのもです。

日常生活の様々な事故に対する補償額は最大３億円。死亡・後遺障害保険は３００万円。入院、通院保険金もあります。

大府市も６月から保険への登録を始めました。保険料は市が肩代わりし、本年度の当初予算は20万円を計上しています。

ふかや議員は、市民の安心安全のためにも実施すべきと質しました。市は「民間の損害賠償保険でも認知症の補償内容を拡大する動きが拡大しつつあり、個人での対応が可能になっている。大和市、大府市の事例もあり、今後の動きを把握してまいりたい」との答弁にとどまりました。

# 介護予防に取り組む自主クラブに積極的支援を

## 総合計画が目指す都市像からも 高齢者の健康づくりに支援すべき

２０２５に国民の４人に１人が後期高齢者になると予想され、国は介護・医療費の増大をいかに抑えるか、各自治体も様々な施策に知恵を絞っています。

医療や介護が必要になった時、お金の心配なく診療や介護サービスが受けられる社会でなければなりませんが、何よりも健康で年が重ねられることを誰もが願っています。

第８次安城市総合計画は、目指す都市像を「幸せつながる健康都市　安城」と定め、「豊かさ」とともに「幸せ」を実感できる５つの要素として「健康・環境・経済・きずな・こども」を掲げています。

なかでも「『健康』を軸に据え、『健幸』のまちづくり推進する」としています。現在、福祉センターを中心に高齢者の健康講座やクラブ活動が行われています。体を動かすものとしては、ヨガ・気功・太極拳・健康体操・ストレッチ・３Ｂ体操・ダンス・武道など、多彩な活動が行われています。

## 「健幸」推進の市として 講師料などの助成金制度を！

福祉センター主催の健康講座・３Ｂ体操を受講後、センターの方針に沿い自主クラブを運営の方は、「講師料を払うためには常時25人以上の会員が必要。高齢者にも経済格差が広がっており、月５００円の会費を引き上げることはできない。講師料の助成制度があれば」と言っておられます。

ふかや議員は、健幸を推進する市として、介護予防目的の自主クラブに対し、講師料などの助成制度をつくることを提案しました。

市は、「Ｈ27年度から『安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業』を実施している。補助対象の団体要件は、団体規約、会則等に組織運営が既定され、代表者が明確であること。対象となる活動は、介護予防を目的とし、５人以上の高齢者が参加し、１回当たり２時間以上の活動を月２回以上実施すれば、補助の対象となる。講座終了後の自主的な活動に対する講師料などの補助制度を、新たに作ることは考えていない」と市民の健康づくりに冷たい答弁をしました。

**弁護士による無料法律相談**

◆毎週土曜日
午前10時～12時
◆場所　日本共産党知立事務所
◆申し込み　市議団まで


**日本共産党安城市議団**

宮川かねひこ
古井町一本木45-11
TEL(75-8033)

ふかや恵子
池浦町池浦95-3
TEL(77-1345)